○厚生労働省告示第百九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第５部　（略） 第６部　追補(2) 内用薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アクイプタ錠10mg / 10mg１錠 / 339.90 アクイプタ錠30mg / 30mg１錠 / 831.30 アクイプタ錠60mg / 60mg１錠 / 1,461.60 イズビンソ配合錠 / １錠 / 6,610.50 （た） ツカイザ錠50mg / 50mg１錠 / 2,818.40 ツカイザ錠150mg / 150mg１錠 / 7,317.00 （ら） ラヴィクティ内用液1.1ｇ／mL / 27.5ｇ25mL１瓶 / 41,455.40 注射薬 品名 / 規格単位 / 薬価 円 （あ） アルギニン点滴静注30ｇ「ＹＤ」 / 10％300mL１袋 / 1,862 エキシデンサー皮下注100mgシリンジ / 100mg１mL１筒 / 1,143,284 エキシデンサー皮下注100mgペン / 100mg１mL１キット / 1,143,284 （さ） サフネロー皮下注120mgオートインジェクター / 120mg0.8mL１キット / 24,932 ㊎ 生理食塩液「ＹＤ」 / 500mL１袋 / 236 （な） ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「ＹＤ」 / 10mg１瓶 / 299 ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「ＹＤ」 / 50mg１瓶 / 650 ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「ＹＤ」 / 100mg１瓶 / 841 ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「ＹＤ」 / 150mg１瓶 / 1,862 （は） ㊎ ブドウ糖注射液「ＹＤ」５％ / ５％500mL１袋 / 332 ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「ＹＤ」 / 10,000単位10mL１瓶 / 495 ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「ＹＤ」 / 50,000単位50mL１瓶 / 2,229	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第５部　（略） （新設）